



☎16315 問合 政策企画課 ☎754・6213

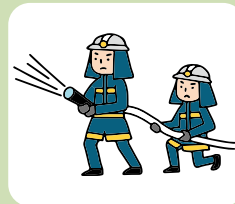
「『だったらいいな』を叶える いけだ」をキャッチフレーズとして5年度からスタートした「第7次池田市総合計画」では計16の施策を推進しています。その施策の中から毎号1つ取り上げ紹介します。総合計画をもっと知って、あなたも一緒にまちづくりに参加しませんか？

今月紹介する施策は…

「危機への備え」の充実

9年度までに
めざす姿

「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、市民・事業者・行政の協働の体制において、常日頃から災害などへの備えができています。



消防本部 予防課
黒田消防士が紹介します



当課では、火災予防や火災による被害を軽減するため、市内で建物新築・改築する際に消防用設備の設置指導や建物の防火管理に関する指導、危険物を取り扱う施設への規制事務などを行っています。

また、既存の建物に対しても立ち入り検査を実施することで、防火安全上の不備がないかを確認し、是正指導を行っています。

◎ 消防用設備って？

消防用設備とは消火設備・警報設備・避難設備・消防用水などをいい、身近なものでは、消火器や自動火災報知設備、誘導灯などがあります。

防火対象物の用途、規模、構造や収容人員に応じて、必要となる消防用設備が異なります。火災の

被害軽減のために設置するだけでなく、適正に維持することが大切です。

◎ 住宅用火災警報器で 火災の逃げ遅れをなくす

近年、火災による死者は65歳以上の高齢者が73.2%と大半を占めており、年齢が高くなるにつれて著しく増加しています。また、死亡の原因は逃げ遅れが42%を占めています。

このような火災による死者数の増加や今後の高齢化の進行を踏まえて、平成23年に戸建てを含む全ての住宅を対象に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。設置が必要な場所は寝室と寝室がある階の階段上部です。

● 取付けが義務付けられている所 ● 取付けをおすすめる所



春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、高齢者住宅防火査察を行っており、設置率の向上を図ることで火災からの逃げ遅れを防

ぎ、火災による被害の軽減をめざしています。

◎ 「火災による死者ゼロ」をめざして

住宅用火災警報器は設置から10年経過すると機器本体が劣化し、正常に作動しなくなる可能性があるため、交換をお願いします。また、設置から10年が経過していない機器でも、音が正常に鳴るか定期的な点検が必要です。

当課では、「火災による死者ゼロ」をめざして、立ち入り検査やイベントなどで事業所や市民の皆さんに火災予防の指導・啓発を行っています。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

◎ 市民の皆さんへ

南海トラフ地震の発生が予想される中、防火だけでなく防災の取り組みも大切です。

当課では立ち入り検査の際、棚などの固定状況や避難経路の確認も実施しています。市民の皆さんも、地域の防災訓練に参加するなど、地域ぐるみでの防火・防災・減災の意識を高めていきましょう。

総合計画の全体版は市ホームページでご覧いただけます。

池田市 総合計画

